

株式分割に関する基準日設定公告

平成26年8月11日

株主各位

群馬県前橋市大友町一丁目5番地1
株式会社コシダカホールディングス
代表取締役社長 腰高 博

当社は、平成26年7月10日開催の取締役会において、平成26年9月1日付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成26年8月31日(日)(当日は休日につき実質的には平成26年8月29日(金))と定めましたので公告いたします。

以上